

民法（明治二十九年法律第八十九号）現代語化案・目次及び第一編（総則）

（平成十六・八・四）

改正案	<p>民法</p> <p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 通則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 人</p> <p>第一節 権利能力（第三条）</p> <p>第二節 行為能力（第四条・第二十一条）</p> <p>第三節 住所（第二十二条・第二十四条）</p> <p>第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条・第三十二条）</p> <p>第五節 同時死亡の推定（第三十二条の二）</p> <p>第三章 法人</p> <p>第一節 法人の設立（第三十三条・第五十一条）</p> <p>第二節 法人の管理（第五十二条・第六十七条）</p> <p>第三節 法人の解散（第六十八条・第八十三条）</p> <p>第四節 補則（第八十四条・第八十四条の二）</p>
現行	<p>民法</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 人</p> <p>第一節 私権ノ享有</p> <p>第二節 能力</p> <p>第三節 住所</p> <p>第四節 失踪</p> <p>第五節 同時死亡ノ推定</p> <p>第二章 法人</p> <p>第一節 法人ノ設立</p> <p>第二節 法人ノ管理</p> <p>第三節 法人ノ解散</p> <p>第四節 補則</p>

第五節	罰則（第八十四条の三）
第四章	物（第八十五条 - 第八十九条）
第五章	法律行為
第一節	総則（第九十条 - 第九十二条）
第二節	意思表示（第九十三条 - 第九十八条の二）
第三節	代理（第九十九条 - 第一百八条）
第四節	無効及び取消し（第一百九条 - 第二百六条）
第五節	条件及び期限（第二百七条 - 第三十七条）
第六章	期間の計算（第三十八条 - 第四十三条）
第七章	時効
第一節	総則（第四十四条 - 第六十一条）
第二節	取得時効（第六十二条 - 第六十五条）
第三節	消滅時効（第六十六条 - 第七十四条の二）
第二編	物権
第一章	総則（第七十五条 - 第七十九条）
第二章	占有権
第一節	占有権の取得（第八十条 - 第八十七条）
第二節	占有権の効力（第八十八条 - 第二百二条）
第三節	占有権の消滅（第二百三条・第二百四条）
第四節	準占有（第二百五条）

第五節	罰則
第三章	物
第四章	法律行為
第一節	総則
第二節	意思表示
第三節	代理
第四節	無効及び取消
第五節	条件及び期限
第五章	期間
第六章	時効
第一節	総則
第二節	取得時効
第三節	消滅時効
第二編	物権
第一章	総則
第二章	占有権
第一節	占有権ノ取得
第二節	占有権ノ効力
第三節	占有権ノ消滅
第四節	準占有

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲（第二百六条・第二百八条）

第二款 相隣関係（第二百九条・第二百三十八条）

第二節 所有権の取得（第二百三十九条・第二百四十八条）

第三節 共有（第二百四十九条・第二百六十四条）

第四章 地上権（第二百六十五条・第二百六十九条の二）

第五章 永小作権（第二百七十条・第二百七十九条）

第六章 地役権（第二百八十条・第二百九十四条）

第七章 留置権（第二百九十五条・第三百二条）

第八章 先取特権

第一節 総則（第三百三条・第三百五条）

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権（第三百六条・第三百十条）

第二款 動産の先取特権（第三百十一条・第三百二十四条）

第三款 不動産の先取特権（第三百二十五条・第三百二十八

条）

第三節 先取特権の順位（第三百二十九条・第三百三十二条）

第四節 先取特権の効力（第三百三十三条・第三百四十一条）

第九章 質権

第三章 所有権

第一節 所有権ノ限界

第二節 所有権ノ取得

第三節 共有

第四章 地上権

第五章 永小作権

第六章 地役権

第七章 留置権

第八章 先取特権

第一節 総則

第二節 先取特権ノ種類

第一款 一般ノ先取特権

第二款 動産ノ先取特権

第三款 不動産ノ先取特権

第三節 先取特権ノ順位

第四節 先取特権ノ効力

第九章 質権

第一節 総則（第三百四十二条・第三百五十一条）

第二節 動産質（第三百五十二条・第三百五十五条）

第三節 不動産質（第三百五十六条・第三百六十一条）

第四節 権利質（第三百六十二条・第三百六十八条）

第十章 抵当権

第一節 総則（第三百六十九条・第三百七十二条）

第二節 抵当権の効力（第三百七十三条・第三百九十五条）

第三節 抵当権の消滅（第三百九十六条・第三百九十八条）

第四節 根抵当（第三百九十八条の二・第三百九十八条の二十

二）

第三編 債権

第一章 総則

第一節 債権の目的（第三百九十九条・第四百十一条）

第二節 債権の効力

第一款 債務不履行の責任等（第四百十二条・第四百二十二

条）

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条

・第四百二十六条）

第三節 多数当事者の債権及び債務

第一款 総則（第四百二十七条）

第一節 総則

第二節 動産質

第三節 不動産質

第四節 権利質

第十章 抵当権

第一節 総則

第二節 抵当権ノ効力

第三節 抵当権ノ消滅

第四節 根抵当

第三編 債権

第一章 総則

第一節 債権ノ目的

第二節 債権ノ効力

第三節 多数当事者ノ債権

第一款 総則

第二款

第三款

第四款

第五款

第二款 不可分債権及び不可分債務（第四百二十八条 - 第四百三十一条）

第三款 連帯債務（第四百三十二条 - 第四百四十五条）

第四款 保証債務（第四百四十六条 - 第四百六十五条）

第四節 債権の譲渡（第四百六十六条 - 第四百七十三条）

第五節 債権の消滅

第一款 弁済

第一目 総則（第四百七十四条 - 第四百九十三条）

第二目 弁済の目的物の供託（第四百九十四条 - 第四百九十八条）

第三目 弁済による代位（第四百九十九条 - 第五百四条）

第二款 相殺（第五百五条 - 第五百十二条）

第三款 更改（第五百十三条 - 第五百十八条）

第四款 免除（第五百十九条）

第五款 混同（第五百二十条）

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立（第五百二十一条 - 第五百三十二条）

第二款 契約の効力（第五百三十三条 - 第五百三十九条）

第三款 契約の解除（第五百四十条 - 第五百四十八条）

第二款 不可分債務

第三款 連帯債務

第四款 保証債務

第四節 債権ノ譲渡

第五節 債権ノ消滅

第一款 弁済

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約ノ成立

第二款 契約ノ効力

第三款 契約ノ解除

第二節 贈与（第五百四十九条 - 第五百五十四条）

第三節 売買

第一款 総則（第五百五十五条 - 第五百五十九条）

第二款 売買の効力（第五百六十条 - 第五百七十八条）

第三款 買戻し（第五百七十九条 - 第五百八十五条）

第四節 交換（第五百八十六条）

第五節 消費貸借（第五百八十七条 - 第五百九十二条）

第六節 使用貸借（第五百九十三条 - 第六百条）

第七節 賃貸借

第一款 総則（第六百一条 - 第六百四条）

第二款 賃貸借の効力（第六百五条 - 第六百十六条）

第三款 賃貸借の終了（第六百十七条 - 第六百二十二条）

第八節 雇用（第六百二十三条 - 第六百三十一条）

第九節 請負（第六百三十二条 - 第六百四十二条）

第十節 委任（第六百四十三条 - 第六百五十六条）

第十一節 寄託（第六百五十七条 - 第六百六十六条）

第十二節 組合（第六百六十七条 - 第六百八十八条）

第十三節 終身定期金（第六百八十九条 - 第六百九十四条）

第十四節 和解（第六百九十五条 - 第六百九十六条）

第三章 事務管理（第六百九十七条 - 第七百二条）

第二節 贈与

第三節 売買

第一款 総則

第二款 売買ノ効力

第三款 買戻

第四節 交換

第五節 消費貸借

第六節 使用貸借

第七節 賃貸借

第一款 総則

第二款 賃貸借ノ効力

第三款 賃貸借ノ終了

第八節 雇傭

第九節 請負

第十節 委任

第十一節 寄託

第十二節 組合

第十三節 終身定期金

第十四節 和解

第三章 事務管理

第四章 不当利得（第七百三条・第七百八条）

第五章 不法行為（第七百九条・第七百二十四条）

第四編 親族

第一章 総則（第七百二十五条・第七百三十条）

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件（第七百三十一条・第七百四十一条）

第二款 婚姻の無効及び取消し（第七百四十二条・第七百四十九条）

第二節 婚姻の効力（第七百五十条・第七百五十四条）

第三節 夫婦財産制

第一款 総則（第七百五十五条・第七百五十九条）

第二款 法定財産制（第七百六十条・第七百六十二条）

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚（第七百六十三条・第七百六十九条）

第二款 裁判上の離婚（第七百七十条・第七百七十一条）

第三章 親子

第一節 実子（第七百七十二条・第七百九十一条）

第四章 不当利得

第五章 不法行為

民法

民法

第四編 親族

第一章 総則

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

第二款 婚姻の無効及び取消

第二節 婚姻の効力

第三節 夫婦財産制

第一款 総則

第二款 法定財産制

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第二款 裁判上の離婚

第三章 親子

第一節 実子

第二節 養子

第一款 縁組の要件（第七百九十二条 - 第八百一条）

第二款 縁組の無効及び取消し（第八百二条 - 第八百八条）

第三款 縁組の効力（第八百九条・第八百十条）

第四款 離縁（第八百十一条 - 第八百十七条）

第五款 特別養子（第八百十七条の二 - 第八百十七条の十一）

第四章 親権

第一節 総則（第八百十八条・第八百十九条）

第二節 親権の効力（第八百二十条 - 第八百三十三条）

第三節 親権の喪失（第八百三十四条 - 第八百三十七条）

第五章 後見

第一節 後見の開始（第八百三十八条）

第二節 後見の機関

第一款 後見人（第八百三十九条 - 第八百四十七条）

第二款 後見監督人（第八百四十八条 - 第八百五十二条）

第三節 後見の事務（第八百五十三条 - 第八百六十九条）

第四節 後見の終了（第八百七十条 - 第八百七十五条）

第六章 保佐及び補助

第一節 保佐（第八百七十六条 - 第八百七十六条の五）

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第二款 縁組の無効及び取消

第三款 縁組の効力

第四款 離縁

第五款 特別養子

第四章 親権

第一節 総則

第二節 親権の効力

第三節 親権の喪失

第五章 後見

第一節 後見の開始

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第二款 後見監督人

第三節 後見の事務

第四節 後見の終了

第五章の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第二節	補助（第八百七十六條の六・第八百七十六條の十）
第七章	扶養（第八百七十七條・第八百八十一條）
第五編	相続
第一章	総則（第八百八十二條・第八百八十五條）
第二章	相続人（第八百八十六條・第八百九十五條）
第三章	相続の効力
第一節	総則（第八百九十六條・第八百九十九條）
第二節	相続分（第九百條・第九百五條）
第三節	遺産の分割（第九百六條・第九百十四條）
第四章	相続の承認及び放棄
第一節	総則（第九百十五條・第九百十九條）
第二節	相続の承認
第一款	単純承認（第九百二十條・第九百二十一條）
第二款	限定承認（第九百二十二條・第九百三十七條）
第三款	相続の放棄（第九百三十八條・第九百四十條）
第五章	財産分離（第九百四十一條・第九百五十條）
第六章	相続人の不存在（第九百五十一條・第九百五十九條）
第七章	遺言
第一節	総則（第九百六十條・第九百六十六條）
第二節	遺言の方式

第二節	補助
第六章	扶養
第五編	相続
第一章	総則
第二章	相続人
第三章	相続の効力
第一節	総則
第二節	相続分
第三節	遺産の分割
第四章	相続の承認及び放棄
第一節	総則
第二節	承認
第一款	単純承認
第二款	限定承認
第三款	放棄
第五章	財産の分離
第六章	相続人の不存在
第七章	遺言
第一節	総則
第二節	遺言の方式

第一款 普通の方式（第九百六十七条・第九百七十五条）

第二款 特別の方式（第九百七十六条・第九百八十四条）

第三節 遺言の効力（第九百八十五条・第一千三条）

第四節 遺言の執行（第一千四条・第一千二一条）

第五節 遺言の撤回及び取消し（第一千二十二条・第一千二十七条）

第八章 遺留分（第一千二十八条・第一千四十四条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（基本原則）

第一条 私権は、公共の福祉に適合するものでなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、してはならない。

（解釈の基準）

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第二章 人

第一款 普通的方式

第二款 特別的方式

第三節 遺言の効力

第四節 遺言の執行

第五節 遺言の取消

第八章 遺留分

民法

第一編 総則

第一条 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ

権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス

権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

第一条ノ二 本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ

第一章 人

第一節 権利能力

第三条 私権の享有は、出生の時から始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節 行為能力

(成年)

第四条 年齢二十歳をもつて、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第五条 未成年者が法律行為（法律上の効果の発生を目的とする意思表示を内容とする行為をいう。以下同じ。）をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分をすることができる。目的を定めないうちで処分を許した財産の処分をするときも、同様とする。

第一節 私権ノ享有

第一条ノ三 私権ノ享有ハ出生ニ始マル

第二条 外国人ハ法令又ハ条約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私権ヲ享有ス

第二節 能力

第三条 満二十年ヲ以テ成年トス

第四条 未成年者力法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但単ニ權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為ハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第五条 法定代理人力目的ヲ定メテ処分ヲ許シタル財産ハ其目的ノ範囲内ニ於テ未成年者随意ニ之ヲ処分スルコトヲ得目的ヲ定メスシテ処分ヲ許シタル財産ヲ処分スル亦同シ

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力(自ら法律行為を行う場合において、その法律行為の効果を自己に対して確定的に帰属させる能力をいう。以下同じ。)を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又は制限することができる。

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人(第八百三十九条及び第八百四十条に規定する未成年後見人をいう。以下この節において同じ。)、未成年後見監督人(第八百四十八条及び第八百四十九条に規定する未成年後見監督人をいう。以下この節において同じ。)、保佐人(第十二条に規定する保佐人をいう。)、保佐監督人(第八百七十六条の三に規定する保佐監督人をいう。以下この節において

第六条 一種又ハ数種ノ営業ヲ許サレタル未成年者ハ其営業ニ関シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ未成年者力未タ其営業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ従ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第七条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得

同じ。）、補助人（第十六条に規定する補助人をいう。

第十一条において同じ。）、補助監督人（第八百七十六条の八に規定する補助監督人をいう。以下この節において同じ。）、又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（成年被後見人の法律行為）

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができ。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

（後見開始の審判の取消し）

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人（第八百四十九条の二に規定する成年後見監督人をいう。）をいう。以下同じ。）、又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス

第九条 成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十条 第七条ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人ヲ謂フ以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人ヲ謂フ以下同じ。）又ハ検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

(保佐開始の審判)

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律

第十一条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス

第十三条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

- 一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト
- 二 借財又ハ保証ヲ為スコト
- 三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル権利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト
- 四 訴訟行為ヲ為スコト
- 五 贈与、和解又ハ仲裁合意ヲ為スコト

第三百二十八号) 第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。) をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割(第九百五条第一項に規定する遺産の分割をいう。) をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与(第五百五十一条第二項に規定する負担付贈与をいう。) の申込みを承諾し、又は負担付遺贈(第一千二百条第一項に規定する負担付遺贈をいう。) を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条各号に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保

六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト

七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト

八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト

九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト

家庭裁判所ハ第十一条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被

佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判の取消し)

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならぬ。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第十五条 精神上的の障害により事理を弁識する能力が十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をするこ

保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十三条 第十一条本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第

とができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならぬ。

3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならぬ。

(被補助人及び補助人)

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができ、ただし、その審判によりその同意を得なければならぬものとする。ことができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならぬ。

七条又八第十一条本文二定メタル原因アル者ニ付テ八此限ニ在ラズ

本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニ八本人ノ同意アルコトヲ要ス

補助開始ノ審判八百七十六条第一項ノ審判又八第八百七十六条の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス

第十六条 家庭裁判所八百七十四条第一項本文二掲ゲタル者又八補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニ八其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為八百七十二条第一項二定メタル行為ノ一部ニ限ル

本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニ八本人ノ同意アルコトヲ要ス

3 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第一項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

前条第一項ノ審判及ビ第八百七十六条の九第一項ノ審判ヲ総テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならぬ。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人)をいう。以下同じ。)の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。)となつた後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、その者がその期間内に確答を發しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナルトキニ之ヲ準用ス

第十九条 制限能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人)ヲ謂フ以下同じ)ノ相手方ハ其制限能力者力能力者ト為リタル後之ニ対シテ一箇月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其制限能力者力其期間内ニ確答ヲ發セサルトキハ其行為ヲ追認シタルモノト看做ス

制限能力者力未タ能力者トナラサル時ニ於テ其法定代理人、保佐人又ハ補助人ニ対シ其権限内ノ行為ニ付キ前項

人に対し、その権限内の行為について前項前段の規定による催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、第一項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨を催告することができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができる。

第三節 住所

(住所)

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。
(居所)

ノ催告ヲ為スモ其期間内ニ確答ヲ発セサルトキ亦同シ

特別ノ方式ヲ要スル行為ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ
践ミタル通知ヲ発セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看
做ス

被保佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人
ニ対シテハ第一項ノ期間内ニ其保佐人又ハ補助人ノ追認
ヲ得ベキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其被保佐人又ハ被補
助人ガ其期間内ニ右ノ追認ヲ得タル通知ヲ発セサルトキ
ハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

第二十条 制限能力者力能力者タルコトヲ信セシムル為メ
詐術ヲ用ヒタルトキハ其行為ヲ取消スコトヲ得ス

第三節 住所

第二十一条 各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、法例（明治三十一年法律第十号）その他準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

（仮住所）

第二十四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

（不在者の財産の管理）

第二十五条 従来の住所又は居所を去つた者（以下「不在者」という。）が自己の財産の管理人（以下この節において「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたとき

第二十二條 住所ノ知レサル場合ニ於テハ居所ヲ以テ住所ト看做ス

第二十三條 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日本人タルト外國人タルトヲ問ハス日本ニ於ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例其他準拠法ヲ定ムル法律ニ從ヒ其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合ハ此限ニ在ラス

第二十四條 或行為ニ付キ仮住所ヲ選定シタルトキハ其行為ニ關シテハ之ヲ住所ト看做ス

第四節 失踪

第二十五條 従来ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者力其財産ノ管理人ヲ置カサリシトキハ家庭裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ権限力消滅シタルトキ亦同シ

本人力後日ニ至リ管理人ヲ置キタルトキハ家庭裁判所ハ

は、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

(管理人の改任)

第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することが出来る。

(管理人の職務)

第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることが出来る。

3 前二項に規定する処分のほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることが出来る。

(管理人の権限)

其管理人、利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ要ス

第二十六条 不在者力管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得

第二十七条 前二条ノ規定ニ依リ家庭裁判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理スヘキ財産ノ目録ヲ調製スルコトヲ要ス但其費用ハ不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支弁ス

不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害関係人又ハ検察官ノ請求アルトキハ家庭裁判所ハ不在者力置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得

右ノ外総テ家庭裁判所力不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認ムル処分ハ之ヲ管理人ニ命スルコトヲ得

第二十八条 管理人は、第一百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

(失踪の宣告)

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中にあつた者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が終わつた後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去つた後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

第二十八条 管理人が第一百三条ニ定メタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキハ家庭裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人力不在者ノ定メ置キタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十九条 家庭裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得

家庭裁判所ハ管理人ト不在者トノ関係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ得

第三十条 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得

戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後一年間分明ナラサルトキ亦同シ

(失踪の宣告の効力)

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去つた時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

2 失踪の宣告によつて財産を得た者は、その取消しによつて権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節 同時死亡の推定

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ証明アルトキハ家庭裁判所ハ本人又ハ利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ為シタル行為ハ其効力ヲ変セス

失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ權利ヲ失フモ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ其財産ヲ返還スル義務ヲ負フ

第五節 同時死亡ノ推定

第三十二条ノ二 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス

第三章 法人

第一節 法人の設立

(法人の成立)

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(名称の使用制限)

第三十五条 社団法人（前条に規定する社団であつて、同条の規定により法人となつたものをいう。以下この章において同じ。）又は財団法人（同条に規定する財団であつて、同条の規定により法人となつたものをいう。以下この章において同じ。）でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(削除)

第二章 法人

第一節 法人ノ設立

第三十三条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第三十四条ノ二 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三十五条 営利ヲ目的トスル社団ハ商事会社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得

(外国人)

第三十六条 外国法人（外国の法律により成立した法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、日本において法人であるとは認められないものとする。

- 一 外国又はその行政区画である公共団体
- 二 商法（明治三十二年法律第四十八号）に相当する外国の法令の規定により成立した会社
- 三 法律又は条約の規定により日本において法人であると認められるものとされた外国法人

2 前項各号に掲げる外国法人は、日本において成立した同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(定款)

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

前項ノ社団法人ニハ總テ商事会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第三十六条 外国法人ハ国、国ノ行政区画及ヒ商事会社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ条約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外国法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私権ヲ有ス但外国人力享有スルコトヲ得サル権利及ヒ法律又ハ条約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス

第三十七条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所

四 資産に関する規定

五 理事の任免に関する規定

六 社員の資格の得喪に関する規定

(定款の変更)

第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(寄附行為)

第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為(財団法人を設立するために必要な財産を提供するとともに、その財団法人の組織及び運営に関する事項その他設立に必要な事項を定めること)をいう。以下同じ。)で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

(裁判所による名称等の定め)

第四十条 財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないうで死亡したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求に

四 資産二関スル規定

五 理事ノ任免ニ関スル規定

六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

第三十八条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

定款ノ変更ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

第四十条 財団法人ノ設立者力其名称、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メスシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

より、これを定めなければならない。

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第四十一条 第三編第二章第二節(贈与)の規定は、その性質に反しない限り、生前の処分で寄附行為をする場合について準用する。

2 第五編第七章(遺言)及び第八章(遺留分)中遺贈に関する規定は、その性質に反しない限り、遺言で寄附行為をする場合について準用する。

(寄附財産の帰属時期)

第四十二条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産(寄附行為により財団を構成すべきものとして提供された財産をいう。次項において同じ。)は、法人の設立の許可があつた時から法人に帰属する。

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

(法人の能力)

第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負ふ。

(法人の不法行為能力等)

第四十一条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ贈与ニ関スル規定ヲ準用ス

遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺贈ニ関スル規定ヲ準用ス

第四十二条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財産ヲ組成ス

遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ効力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ帰属シタルモノト看做ス

第四十三条 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ負フ

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 法人の目的の範囲を超える行為によつて他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(法人の設立の登記)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 目的

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人力其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

第四十五条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス

法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

第四十六条 登記スヘキ事項左ノ如シ

一 目的

二 名称	三 事務所所在地	四 設立の許可の年月日	五 存立時期を定めたときは、その時期	六 資産の総額	七 出資の方法を定めたときは、その方法	八 理事の氏名及び住所	2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。この場合において、登記前であつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。	3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及びその他の事務所所在地においてその登記をしなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。	(登記の期間の計算)	第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であつて、官庁の許可を要するものは、その
------	----------	-------------	--------------------	---------	---------------------	-------------	--	---	------------	---

二 名称	三 事務所	四 設立許可ノ年月日	五 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期	六 資産ノ総額	七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法	八 理事ノ氏名、住所	前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス	理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス	第四十七条 第四十五条第一項及ヒ前条ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ
------	-------	------------	-------------------	---------	--------------------	------------	---	---	---

許可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(事務所の移転の登記)

第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

(外国法人の登記)

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時から登記の期間を起算する。

2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その外国法人を法人でないものとみなすことができる。

到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第四十八条 法人力主タル事務所ヲ移転シタルトキ八二週間内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキ八旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ事務所ヲ移転シタルトキ八其移転ノミノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条ノ規定ハ外国法人力日本ニ事務所ヲ設ケル場合ニモ亦之ヲ適用ス但外国ニ於テ生シタル事項ニ付テハ其通知ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

外国法人力始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキ八其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ他人ハ其法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得

(法人の住所)

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(財産目録及び社員名簿)

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及びその年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二節 法人の管理

(理事)

第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

(理事の代表の範囲)

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人

第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十一条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第二節 法人ノ管理

第五十二条 法人ニ一人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス

理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五十三条 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但

を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の定めに従うことができず、社団法人にあつては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得又社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ従フコトヲ要ス

第五十四条 理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第五十五条 理事ハ定款、寄附行為又ハ総会ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第五十六条 理事ノ欠ケタル場合ニ於テ遅滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ仮理事ヲ選任ス

第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

(監事)

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
- 四 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第六十条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員
の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示

第五十八条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ総会ノ決議ヲ以テ一人又ハ数人ノ監事ヲ置クコトヲ得

第五十九条 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ総会又ハ主務官庁ニ報告スルコト
- 四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ総会ヲ招集スルコト

第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常
総会ヲ開クコトヲ要ス

第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時総会ヲ招集スルコトヲ得

総社員ノ五分ノ一以上ヨリ会議ノ目的タル事項ヲ示シテ

して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならぬ。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

(総会の招集)

第六十二条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款に定められた方法に従つてしなければならない。

(社団法人の事務の執行)

第六十三条 社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

(総会の決議事項)

第六十四条 総会においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第六十五条 各社員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時総会ヲ招集スルコトヲ要ス但此定数ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第六十二条 総会ノ招集ハ少クとも五日前ニ其会議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ従ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外総テ総会ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

第六十四条 総会ニ於テハ第六十二条ノ規定ニ依リテ予め通知ヲ為シタル事項ニ付テノ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第六十五条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス

総会ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

3 前条ただし書の規定は、前二項の場合について準用する。

(表決権のない場合)

第六十六条 社団法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第三節 法人の解散

(法人の解散事由)

第六十八条 法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生
 - 二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
 - 三 破産手続開始の決定
 - 四 設立の許可の取消し
- 2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって解散する。

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十六条 社団法人ト或社員トノ関係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決権ヲ有セス

第六十七条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第三節 法人ノ解散

第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
 - 二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
 - 三 破産手続開始ノ決定
 - 四 設立許可ノ取消
- 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 総会の決議

二 社員が欠けたこと。

(法人の解散の決議)

第六十九条 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(法人についての破産手続の開始)

第七十条 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的の範囲を超える事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないとき

一 総会ノ決議

二 社員ノ欠亡

第六十九条 社団法人ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十条 法人力其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産手続開始ノ決定ヲ為ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ要ス

第七十一条 法人力其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

も、同様とする。

(残余財産の帰属)

第七十二条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならぬ。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算法人)

第七十三条 解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の完了に至るまで存続するものとみなす。

(清算人)

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国庫ニ帰属ス

第七十三条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

第七十四条 法人力解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第七十五条 前条の規定により清算人となる者がなくとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし

第七十五条 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六条 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十七条 清算人ハ破産手続開始ノ決定及ビ設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届

、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければなら
ない。

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に
就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 任務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な
一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、
少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の
期間内にその債権の申出をすべき旨を催告しなければな
らない。この場合において、その期間は、二箇月を下る
ことができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないとき
は、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなけ
ればならない。ただし、清算人は、知れている債権者を

出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタ
ル清算人ニ之ヲ準用ス

第七十八条 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済
- 三 残余財産ノ引渡し

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ
為スコトヲ得

第七十九条 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ
三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ
申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二個
月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債権者力期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ
其債権ハ清算ヨリ除外セラルヘキ旨ヲ付記スルコトヲ要
ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得ス

除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出を催告しなければならない。

(期間経過後の債権の申出)

第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人(破産法(平成十六年法律第七十五号)第二条第十二項に規定する破産管財人)をいう。以下同じ。)にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したも

清算人ハ知レタル債権者ニ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十条 前条ノ期間後ニ申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

第八十一条 清算中ニ法人ノ財産力其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコト

のがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(解散及び清算の監督)

第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算完了の届出)

第八十三条 清算が完了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

第四節 補則

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県の執行機関」という。)においてその全部又は一部を処理することとするこ

ヲ得

第八十二条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス

裁判所ハ何時ニテモ職権ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得

第八十三条 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

第四節 補則

第八十三条ノ二 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

第八十三条ノ三 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得

とができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができ。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たつてよるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めるときは、これを告示しなければならない。

第五節 罰則

第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この章に規定する登記を怠つたとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府

前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府県ノ執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得
主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

第五節 罰則

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ

県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第四章 物

(定義)

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ総会ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラレ

第三章 物

第八十五条 本法ニ於テ物トハ有体物ヲ謂フ

第八十六条 土地及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

3 無記名債権（証書を所持する者に弁済すべき債権であつて、その証書に債権者の氏名の記載を要しないものという。以下同じ。）は、動産とみなす。

（主物及び従物）

第八十七条 物の所有者（所有権を有する者をいう。以下同じ。）が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

2 従物は、主物の処分に従つ。

（天然果実及び法定果実）

第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

（果実の帰属）

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。

2 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

此他ノ物ハ総テ之ヲ動産トス
無記名債権ハ之ヲ動産ト看做ス

第八十七条 物ノ所有者力其物ノ常用ニ供スル為メ自己ノ所有ニ属スル他ノ物ヲ以テ之ニ附属セシメタルトキハ其附属セシメタル物ヲ従物トス

従物ハ主物ノ処分ニ随フ

第八十八条 物ノ用方ニ従ヒ収取スル産出物ヲ天然果実トス

物ノ使用ノ対価トシテ受クヘキ金銭其他ノ物ヲ法定果実トス

第八十九条 天然果実ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ収取スル権利ヲ有スル者ニ属ス

法定果実ハ之ヲ収取スル権利ノ存続期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に關しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

(任意規定と異なる慣習)

第九十二条 法令中の公の秩序に關しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者（意思表示をする者をいう。以下この節において同じ。）がその真意ではないことを知つてしたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、

第四章 法律行為

第一節 総則

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第九十一条 法律行為ノ当事者力法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

第九十二条 法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行為ノ当事者力之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ従フ

第二節 意思表示

第九十三条 意思表示ハ表意者力其真意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ為シタル為メ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方力表意者ノ真意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に對抗することができない。

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に對抗することができない。

第九十四条 相手方ト通シテ為シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス

前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九十五条 意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

第九十六条 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者力詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方力其事実ヲ知りタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得

詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

(隔地者に対する意思表示)

第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後死亡し、又は行為能力を失ったときであっても、そのために、その効力を妨げられない。

(公示による意思表示)

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行ふ。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者

第九十七条 隔地者ニ対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス

表意者力通知ヲ発シタル後ニ死亡シ又ハ能力ヲ失フモ意思表示ハ之力為メニ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第九十七条ノ二 意思表示ハ表意者力相手方ヲ知ルコト能ハス又ハ其所在ヲ知ルコト能ハサルトキハ公示ノ方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ公示ハ公示送達ニ関スル民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ掲示場ニ掲示シ且其掲示アリタルコトヲ官報及ヒ新聞紙ニ少クモ一回掲載シテ之ヲ為ス但裁判所相当ト認ムルトキハ官報及ヒ新聞紙ノ掲載ニ代ヘ市役所、町村役場又ハ之ニ準スヘキ施設ノ掲示場ニ掲示スヘキコトヲ命スルコトヲ得

公示ニ依ル意思表示ハ最後ニ官報若クハ新聞紙ニ掲載シタル日又ハ其掲載ニ代ハル掲示ヲ始メタル日ヨリ二週間ヲ経過シタル時ニ相手方ニ到達シタルモノト看做ス但表

が相手方を知らず、又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならぬ。

(意思表示の受領能力)

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であつたときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

第三節 代理

(代理行為の要件及び効果)

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示

意者力相手方ヲ知ラス又ハ其所在ヲ知ラサルニ付キ過失アリタルトキハ到達ノ効力ヲ生セス

公示ニ関スル手続ハ相手方ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ表意者ノ住所地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ簡易裁判所ノ管轄ニ属ス

裁判所ハ表意者ヲシテ公示ニ関スル費用ヲ予納セシムルコトヲ要ス

第九十八条 意思表示ノ相手方力之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ成年被後見人ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ対抗スルコトヲ得ス但其法定代理人力之ヲ知リタル後ハ此限ニ在ラス

第三節 代理

第九十九条 代理人力其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ生ス

前項ノ規定ハ第三者力代理人ニ対シテ為シタル意思表示

について準用する。

(本人のためにすることを示さない意思表示)

第百条 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたもののみならず。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

(代理行為の瑕疵)

第百一条 意思表示の効力が意思を欠いたこと、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人についてのその事実の有無によるものとする。

2 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知つていた事情について代理人が知らなかつたことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかつた事情についても、同様とする。

(代理人の行為能力)

第百二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。

二之ヲ準用ス

第百条 代理人カ本人ノ為メニスルコトヲ示サスシテ為シタル意思表示ハ自己ノ為メニ之ヲ為シタルモノト看做ス但相手方カ其本人ノ為メニスルコトヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス

第百一条 意思表示ノ効力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知リタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事実ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム

特定ノ法律行為ヲ為スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指図ニ従ヒ其行為ヲ為シタルトキハ本人ハ其自ら知リタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ

第百二条 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス

(権限の定めのない代理人の権限)

第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内においてその利用又は改良を目的とする行為

(任意代理人の復代理人)

第百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

(復代理人を選任した任意代理人の責任)

第百五条 委任による代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2 委任による代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

(法定代理人の復代理人)

第百三条 権限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノミヲ為ス権限

ヲ有ス

一 保存行為

二 代理ノ目的タル物又ハ権利ノ性質ヲ変セサル範囲内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目的トスル行為

第百四条 委任ニ因ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又

ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス

第百五条 代理人カ前条ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタ

ルトキハ選任及ヒ監督ニ付キ本人ニ対シテ其責ニ任ス

代理人カ本人ノ指名ニ従ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠実ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任セス

第百六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

(復代理人の権限)

第百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

(自己契約及び双方代理)

第百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(代理権授与の表示による表見代理)

第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権が与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第百六条 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ前条第一項ニ定メタル責任ノミヲ負フ

第百七条 復代理人ハ其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス

第百八条 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九条 第三者ニ対シテ他人ニ代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理権ノ範囲内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ為シタル行為ニ付キ其責ニ任ス

(権限外の行為の表見代理)

第一百十条 前条の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

(代理権の消滅事由)

第一百十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

一 本人の死亡

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によつて消滅する。

(代理権消滅後の表見代理)

第一百十二条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によつてその事実を知らなかつたときは、この限りでない。

(無権代理)

第一百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

第一百十条 代理人力其権限外ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テ第三者力其権限アリト信スヘキ正当ノ理由ヲ有セシトキ八前条ノ規定ヲ準用ス

第一百十一条 代理権ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人ノ死亡

二 代理人ノ死亡又ハ代理人ガ破産手続開始ノ決定若クハ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

此他委任ニ因ル代理権ハ委任ノ終了ニ因リテ消滅ス

第一百十二条 代理権ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス但第三者力過失ニ因リテ其事実ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

第一百十三条 代理権ヲ有セサル者力他人ノ代理人トシテ為シタル契約ハ本人力其追認ヲ為スニ非サレハ之ニ対シテ其効力ヲ生セス

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

(無権代理の相手方の催告権)

第一百四条 前条の場合において、相手方は、相当の期間を定めて、その期間内に追認をどうかを確答すべき旨を本人に催告することができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

(無権代理の相手方の取消権)

第一百五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時に於いて代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。

(無権代理行為の追認)

第十六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することができない。

(無権代理人の責任)

第十七条 他人の代理人として契約をした者は、自己の

追認又ハ其拒絶ハ相手方ニ対シテ之ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ対抗スルコトヲ得ス但相手方力其事実ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第一百四条 前条ノ場合ニ於テ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ為スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人力其期間内ニ確答ヲ為ササルトキハ追認ヲ拒絶シタルモノト看做ス

第一百五条 代理権ヲ有セサル者ノ為シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ当時相手方力代理権ナキコトヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第十六条 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス

第十七条 他人ノ代理人トシテ契約ヲ為シタル者力其代

代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によつて知らなかつたとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

(単独行為の無権代理)

第一百八条 単独行為については、その行為の時ににおいて、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、又はその代理権を争わなかつたときに限り、第十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。

第四節 無効及び取消し

(無効な行為の追認)

第一百九条 無効な行為は、追認によつても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知つて追認をしたときは、新たな行為をしたものとみ

理権ヲ証明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得サリシトキハ相手方ノ選択ニ従ヒ之ニ対シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ相手方カ代理権ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其能力ヲ有セサリシトキハ之ヲ適用セス

第一百八条 単独行為ニ付テハ其行為ノ当時相手方カ代理人ト称スル者ノ代理権ナクシテ之ヲ為スコトニ同意シ又ハ其代理権ヲ争ハサリシトキニ限り前五条ノ規定ヲ準用ス代理権ヲ有セサル者ニ対シ其同意ヲ得テ単独行為ヲ為シタルトキ亦同シ

第四節 無効及び取消

第一百九条 無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其効力ヲ生セス但当事者カ其無効ナルコトヲ知リテ追認ヲ為シタルトキハ新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス

なす。

(取消権者)

第二百十條 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることが出来る者に限り、取り消すことができる。

2 詐欺又は強迫によつて取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

(取消しの効果)

第二百一十一條 取り消された行為は、初めから無効であつたものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負ふ。

(取り消すことができる行為の追認)

第二百二十二條 取り消すことができる行為は、第二百十條に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によつて第三者の権利を害することができない。

(取消し及び追認の方法)

第二百十條 能力ノ制限ニ因リテ取消シ得ヘキ行為ハ制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ヘキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百一十一條 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但制限能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ

第二百二十二條 取消シ得ヘキ行為ハ第二百十條ニ掲ケタル者力之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有効ナリシモノト看做ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス

第二百二十三條 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によつてする。

(追認の要件)

第二百二十四條 追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

2 成年被後見人は、行為能力者となつた後その行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。

3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

(法定追認)

第二百二十五條 前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があつたときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議を留めたときは、この限りでない。

一 全部又は一部の履行

二 履行の請求

三 更改

第二百二十三條 取消シ得ヘキ行為ノ相手方力確定セル場合ニ於テ其取消又ハ追認ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス

第二百二十四條 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後之ヲ為スニ非サレハ其効ナシ

成年被後見人ガ能力者ト為リタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ法定代理人又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人力追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス

第二百二十五條 前条ノ規定ニ依リ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事実アリタルトキハ追認ヲ為シタルモノト看做ス但異議ヲ留メタルトキハ此限ニ在ラス

一 全部又ハ一部ノ履行

二 履行ノ請求

三 更改

四 担保の供与

五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

六 強制執行

(取消権の期間の制限)

第二百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第五節 条件及び期限

(条件が成就した場合の効果)

第二百二十七条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

3 当事者が条件が成就した場合の効果とその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

(条件付法律行為から生ずべき利益の侵害の禁止)

第二百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為

四 担保ノ供与

五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル権利ノ全部又ハ一部ノ譲渡

六 強制執行

第二百二十六条 取消権ハ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第五節 条件及ヒ期限

第二百二十七条 停止条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス

解除条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ失フ

当事者力条件成就ノ効果ヲ其成就以前ニ遡ラシムル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

第二百二十八条 条件付法律行為ノ各当事者ハ条件ノ成否未定ノ間ニ於テ条件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生スヘキ相手

から生ずべき相手方の利益を害することができない。

(条件の成否の確定前の権利の処分等)

第二百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、保存し、又はそのために担保を供することができる。

(条件の成就の妨害)

第二百三十条 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

(既成の条件等)

第二百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときは、その法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときは、その法律行為は無効とする。

2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときは、その法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときは、その法律行為は無条件とする。

3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したことが又は成就しなかったことを知らない間は、第百

方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第二百二十九条 条件ノ成否未定ノ間ニ於ケル当事者ノ権利義務ハ一般ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分、相続、保存又ハ担保スルコトヲ得

第二百三十条 条件ノ成就ニ因リテ不利益ヲ受クヘキ当事者力故意ニ其条件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其条件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得

第二百三十一条 条件力法律行為ノ当時既ニ成就セル場合ニ於テ其条件力停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無条件トシ解除条件ナルトキハ無効トス

条件ノ不成就力法律行為ノ当時既ニ確定セル場合ニ於テ其条件力停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無効トシ解除条件ナルトキハ無条件トス

前二項ノ場合ニ於テ当事者力条件ノ成就又ハ不成就ヲ知ラサル間ハ第百二十八条及ヒ第百二十九条ノ規定ヲ準用

二十八条及び第二百二十九条の規定を準用する。

(不法な条件等)

第二百二十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

(不能の条件)

第二百二十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

(随意的条件)

第二百二十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

(期限の到来の効果)

第二百二十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

(期限の利益及びその放棄)

第二百二十六条 期限は、債務者の利益のために定めたもの

ス

第二百二十二条 不法ノ条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス
不法行為ヲ為ササルヲ以テ条件トスルモノ亦同シ

第二百二十三条 不能ノ停止条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス
不能ノ解除条件ヲ附シタル法律行為ハ無条件トス

第二百二十四条 停止条件付法律行為ハ其条件力単ニ債務者ノ意思ノみに係ルトキハ無効トス

第二百二十五条 法律行為ニ始期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ履行ハ期限ノ到来スルマテ之ヲ請求スルコトヲ得ス
法律行為ニ終期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ効力ハ期限ノ到来シタル時ニ於テ消滅ス

第二百二十六条 期限ハ債務者ノ利益ノ為メニ定メタルモノ

と推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによつて相手方の利益を害することができない。

(期限の利益の喪失)

第三百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

第六章 期間の計算

(期間の計算の通則)

第三百二十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第三百二十九条 時間によつて期間を定めるときは、その期間は、即時から起算する。

第四百十条 日、週、月又は年によつて期間を定めるとき

ト推定ス

期限ノ利益ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得但之力為メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三百三十七条 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス

- 一 債務者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ
- 二 債務者力担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ
- 三 債務者力担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セサルトキ

第五章 期間

第三百二十八条 期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ

第三百二十九条 期間ヲ定ムルニ時ヲ以テシタルトキハ即時ヨリ之ヲ起算ス

第四百十条 期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタ

は、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第四百十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもつて満了する。

第四百十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取りをしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

(暦による期間の計算)

第四百十三条 週、月又は年によつて期間を定めるときは、その期間は、暦に従つて計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によつて期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

第七章 時効

第一節 総則

(時効の効力)

ルトキ八期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間力午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

第四百十一条 前条ノ場合ニ於テ八期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス

第四百十二条 期間ノ末日力大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タルトキハ其日ニ取引ヲ為ササル慣習アル場合ニ限り期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス

第四百十三条 期間ヲ定ムルニ週、月又八年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス

週、月又八年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又八年ニ於テ其起算日ニ応当スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又八年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

第六章 時効

第一節 総則

第四百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第四百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第四百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断の事由)

第四百四十七条 時効は、次に掲げる事由によつて中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

第四百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第四百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

第四百四十四条 時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ル

第四百四十五条 時効ハ当事者力之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所之二依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス

第四百四十六条 時効ノ利益ハ予メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス

第四百四十七条 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 一 請求
- 二 差押、仮差押又ハ仮処分
- 三 承認

第四百四十八条 前条ノ時効中断ハ当事者及ヒ其承継人ノ間ニ於テノミ其効力ヲ有ス

第四百四十九条 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス

(支払督促)

第五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に定める期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第五十一条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第五百二十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続

第五十条 支払督促ハ債権者力法定ノ期間内ニ仮執行ノ宣言ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第五十一条 和解ノ為メニスル呼出ハ相手方力出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ一个月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ

第五十二条 破産手続参加、再生手続参加又ハ更生手続参加ハ債権者力其申立又ハ届出ヲ取下ゲ又ハ之力却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第五十三条 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、再生手続参加又ハ更生手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為ス

参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により、又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知した後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利について処分をする行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によつて中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年

ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第五十四条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ権利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第五十五条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ之ヲ為ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第五十六条 時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ相手方ノ権利ニ付キ処分ノ能力又ハ権限アルコトヲ要セス

第五十七条 中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

第五十八条 時効ノ期間満了前六箇月内ニ於テ未成年者

年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者又は成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者又は成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第二百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する権利の時効の停止)

第六十条 相続財産(第八百八十四条第二項に規定する相続財産をいう。)に関する権利については、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があつた時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

又八成年被後見人法定代理人ヲ有セザリシトキ八其者能力者ト為リ又八法定代理人力就職シタル時ヨリ六箇月内八之二対シテ時効完成セス

第二百五十九条 未成年者又八成年被後見人其財産ヲ管理スル父、母又八後見人二対シテ有スル権利二付テ八其者能力者ト為リ又八後任ノ法定代理人力就職シタル時ヨリ六箇月内八時効完成セス

第二百五十九条ノ二 夫婦ノ一方力他ノ一方二対シテ有スル権利二付テ八婚姻解消ノ時ヨリ六个月内八時効完成セス

第六十条 相続財産ニ関シテ八相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又八破産手続開始ノ決定アリタル時ヨリ六个月内八時効完成セス

(天災等による時効の停止)

第六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第二節 取得時効

(所有権の取得時効)

第六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

(所有権以外の財産権の取得時効)

第六十三条 所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。

(占有の中止等による取得時効の中断)

第六十一条 時効ノ期間満了ノ時ニ当たり天災其他避クヘカサル事変ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス

第二節 取得時効

第六十二条 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有権ヲ取得ス

十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産ヲ占有シタル者力其占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其不動産ノ所有権ヲ取得ス

第六十三条 所有権以外ノ財産権ヲ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル者ハ前条ノ区別ニ従ヒ二十年又八十年ノ後其権利ヲ取得ス

第六十四條 第六十二條の規定による時効は、占有者（占有をする者をいう。以下同じ。）が任意にその占有を中止し、又は他人によつてその占有を奪われたときは、中断する。

第六十五條 前條の規定は、第六十三條の場合について準用する。

第三節 消滅時効

（消滅時効の進行等）

第六十六條 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

（債権等の消滅時効）

第六十七條 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

第六十四條 第六十二條ノ時効ハ占有者力任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ為メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス

第六十五條 前條ノ規定ハ第六十三條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三節 消滅時効

第六十六條 消滅時効ハ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ始期附又ハ停止条件付權利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第六十七條 債権八十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

(定期金債権の消滅時効)

第六十八條 定期金の債権は、第一回の弁済期から十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第六十九條 年又はこれより短い時期によって定められた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

(三年の短期消滅時効)

第七十條 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第七十一條 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時

第六十八條 定期金ノ債権ハ第一回ノ弁済期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ弁済期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ

定期金ノ債権者ハ時効中断ノ証ヲ得ル為メ何時ニテモ其債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第七十條 左ニ掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治術、勤勞及ヒ調剤ニ関スル債権

二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ関スル債権但此時効ハ其負担シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第七十一條 弁護士又ハ弁護士法人ハ事件終了ノ時ヨリ

から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
 - 二 注文を受けて物を製作し、又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
 - 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権
- (一年の短期消滅時効)

公証人ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル

第七十二条 弁護士、弁護士法人及び公証人ノ職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス

第七十三条 左ニ掲ケタル債権ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 生産者、卸売商人及ヒ小売商人力売却シタル産物及ヒ商品ノ代価
- 二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ関スル債権
- 三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ関スル校主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債権

第七百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

一 月又はこれより短い時期によって定めた被用者の給料に係る債権

二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

三 運送賃に係る債権

四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

五 動産の賃料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七百七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七百七十四条 左に掲ケタル債権ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料

二 労力者及ヒ芸人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代価

三 運送賃

四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸銭、消費物代価並ニ立替金

五 動産ノ損料

第七百七十四条ノ二 確定判決ニ依リテ確定シタル権利ハ十年ヨリ短キ時効期間ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之ヲ十年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル権利ニ付キ亦同シ

前項ノ規定ハ確定ノ当時未タ弁済期ノ到来セサル債権ニハ之ヲ適用セス